

■ 豊橋市都市計画公園の未整備区域の見直し方針（案）の変更点

令和5年度に庁内会議や検討委員会（外部会議）で出た様々な意見や愛知県への聞き取り結果を元に下記の点を令和6年度より変更します。

1. タイトルの変更について

（当初） 豊橋市長期未整備公園見直し計画（案）

（変更） 豊橋市都市計画公園の未整備区域の見直し方針（案）

変更理由

- ① 対象が都市計画公園の未整備区域である。
- ② 取りまとめる内容が方向性を定めるものである。
- ③ 期間を定め実施していくことはない。

2. 対象公園の変更について

（当初） 対象公園数 18 公園

（変更） 対象公園数 17 公園

変更理由

・令和6年度より、1 公園が公園整備事業の用途がたったため

3. 見直しの判定手順の変更について

令和5年度	令和6年度	変更理由
公園と緑地を同じフローで評価していた。	公園と緑地を別フローで評価する。	・公園と緑地は目的が違うため。
二段階で評価していた。	一段階で評価する。	・二段階評価で結果が逆転した場合、理由の説明が困難なため。
必要性・代替性・実現性で総合的に評価していた。 （独自項目）	必要性・代替性で評価する。 （機能項目）	・実現性が低いことが廃止の理由にならないため。 ・目的として機能で評価が妥当なため。